

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

法人・団体名

代表者職氏名

※申立者（法人代表者）が自署しない場合は、
記名押印すること。

要件確認申立書

千葉県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱に係る交付申請を行うに当たり、規則第4条の2第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、いずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、千葉市が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第17条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。